

令和８年 鰯ヶ沢町農業委員会 第７回定例総会会議録

令和８年７月９日（木）午前１０時００分開議
鰯ヶ沢町役場 ２階委員会室

- １． 開会
- ２． 会期の決定
- ３． 会議録署名者の指名及び書記の任命
- ４． 諸般の報告
- ５． 議案の上程
- ６． 議案の審議（許可・承認）
- ７． 閉 会
- ８． その他

◎出席委員 10名

会長 木村 賢一	7番 今 仁司
1番 神 文人	8番 神 秀穂
2番 花田 清美	9番 野呂 奈穂子
3番 一戸 悦雄	10番 佐藤 松子
5番 大谷 大輝	11番 木村 暢子
6番 木村 優仁	12番 三上 三樹
	13番 工藤 清

◎欠席委員 4番 長谷川 貴輝

事務局	1. 開会 ただ今より令和8年第7回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の神 文人職務代理、8番の神 秀穂委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
事務局	4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。

事務局	報告第1号 令和8年6月2日・3日 令和8年度全国農業委員会会長大会 場 所：「文京シビックホール」東京都 出席者：木村会長、事務局（工藤次長） 報告第2号 令和8年6月9日 農業委員会会長会議・研修会 場 所：「さくら観光ホテル」青森市浅虫 出席者：木村会長 報告第3号 令和8年6月9日・11日・12日 鰯ヶ沢町第2階定例会 場 所：鰯ヶ沢町役場 議場 出席者：木村会長、碓谷事務局長 報告第4号 令和8年6月16日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鰯ヶ沢町役場1階会議室2 出席者：大谷 大輝委員、齋藤裕 介推進委員、事務局（工藤、荒木関） 報告第5号 令和8年6月24日 農地法第3条の許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字外馬屋地内、南浮田町字金沢街道ノ沢地内、建石町字島田地内、建石町字雲雀野地内、舞戸町字北禿地内 出席者：神 文人職務代理、花田 清美委員、境谷 文春推進委員 事務局（工藤・荒木関）
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第23号 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成について 議案第24号 令和8年度西・つがる地区農業員会大会における要望（案）について 以上3議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案の審議に入ります。 議案第22号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

	なお、番号１４１番・１４２番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席をしますので議長を暫時の間、神 文人職務代理者と交代いたします。
議場	(会長、工藤 清委員 退席)
議長 (神職務代理)	暫時の間、議長を務めさせていただきます。 議案第２２号、農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号１４１番・１４２番について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは７頁をお開き下さい。 番号１４１番説明 農地の所在 大字北浮田町字外馬屋前田１８７番 地 目 登記、原野、現況、ともに田 面 積 ３，８１１㎡ 権利種別 ３条賃貸借 貸付人と借受人は記載のとおりです。 １０ａ当り１２，０００円で法定相続人と契約 番号１４２番説明 農地の所在 大字北浮田町字平野１４６番１ 地 目 登記、現況、ともに田 面 積 ５，７３１㎡ 権利種別 ３条使用貸借 貸付人と借受人は記載のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長 (神職務代理)	それでは、番号１４１番・１４２番について説明がありましたが、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長 (神職務代理)	異議なしとのことですので、採決致します。 議案第２２号、番号１４１番・１４２番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長 (神職務代理)	全員賛成ですので議案第２２号、番号１４１番・１４２番について、原案どおり承認することに決定しました 退席していた委員の着席をお願いします。
議長	(会長、工藤 清委員 着席) 続いて、ただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

それでは、３頁をお開き下さい。

番号１３０番説明

農地の所在 大字建石町字雲雀野３４番１

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 １，０８４㎡

権利種別 ３条有償移転

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３１番説明

農地の所在 大字建石町字島田８番１

地 目 登記、現況ともに田

面 積 ６，３５９㎡

外田３筆で合計面積が６，９４８㎡

権利種別 ３条有償移転（あっせん売買による所有権移転）

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３２番説明

農地の所在 大字北浮田町字外馬屋８７番１

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 １３，０６４㎡

外田５筆で合計面積が４１，４６７㎡

権利種別 ３条有償移転（あっせん売買による所有権移転）

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３３番説明

農地の所在 大字北浮田町字外馬屋９３番２

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 ３，２２５㎡

権利種別 ３条無償移転

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３４番説明

農地の所在 大字舞戸町字北禿１４４番１

地 目 登記、現況、ともに畑

面 積 ３８９㎡

外畑１筆で合計面積が１，５３３㎡

権利種別 ３条無償移転

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３５番説明

農地の所在 大字南浮田町字金沢街道ノ沢１９０番

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 ９３０㎡

権利種別 ３条無償移転

譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号１３６番説明

農地の所在 大字赤石町字大和田２９番３

地 目 登記、現況、ともに畑

面積 2, 036 m²
権利種別 3条使用貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。

番号 137 番説明
農地の所在 大字舞戸町字蒲生 1 番 1
地目 登記、現況、ともに田
面積 3, 617 m²
権利種別 3条貸貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 1 俵で契約

番号 138 番説明
農地の所在 大字南浮田町字早田 2 2 3 番 1
地目 登記、現況、ともに田
面積 507 m²
外田 1 筆で合計面積が 5663 m²
権利種別 3条貸貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で 10.5 俵で契約

番号 139 番説明
農地の所在 大字北浮田町字今須 1 8 3 番 1
地目 登記、現況、ともに田
面積 10, 565 m²
権利種別 3条貸貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で 187, 000 円で契約

番号 140 番説明
農地の所在 大字北浮田町字新沢 4 1 番 1
地目 登記、現況、ともに畑
面積 2, 919 m²
権利種別 3条貸貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 5, 000 円で契約

番号 143 番説明
農地の所在 大字建石町字大平 6 5 番 1 - b
地目 登記、現況、ともに田
面積 4, 500 m²
権利種別 3条貸貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 10, 000 円で契約

番号 144 番説明
農地の所在 大字建石町字大曲 8 6 番 1
地目 登記、現況、ともに田
面積 2, 758 m² (内 1, 720 m²)
権利種別 3条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 10,000 円で契約

次に、資料の 9 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条の調査書について

番号 130 番から 135 番について説明します。

資料の第 2 項第 1 号をご覧ください。

番号 130 番

第 2 項第 1 号

知人間の売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第 2 項第 6 号

当該申請地は野菜の作付けをしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6 月 24 日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号 131 番

第 2 項第 1 号

あっせんによる売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第 2 項第 6 号

当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6 月 24 日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号 132 番

第 2 項第 1 号

あっせんによる売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第 2 項第 6 号

当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6 月 24 日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号 133 番

第 2 項第 1 号

知人間の贈与である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6月24日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号134番

第2項第1号

知人間の贈与である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は野菜を作付けしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6月24日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号135番

第2項第1号

知人間の贈与である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、6月24日に神文人職務代理、花田清美委員、境谷文春推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

議長

ただいまの番号131番、132番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった推進委員の齋藤裕介推進委員より、結果報告をお願いします。

齋藤 裕介
推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第22号131番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字島田8番1、登記簿、地目、現況ともに田、面積が6,359㎡、外3筆で合計面積6,948㎡の移動に関して、令和8年6月16日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の大谷 大輝委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を約80万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10a当りでは、約11万5千円となります。

	次に、議案第２２号１３２番をご覧ください。 譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。 譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。 譲渡人所有の北浮田町字外馬屋８７番１、登記簿、地目、現況ともに田、面積が１３，０６４㎡、外５筆で合計面積４１，４６７㎡の移動に関して、令和８年６月１６日午前１０時００分から、あっせん委員会を開催いたしました。 会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の大谷 大輝委員の２名です。 本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を約３００万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。 なお、１０ａ当りでは、約７万２千円となります。
議長	それでは議案第２２号について審議に入ります。 議案第２２号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第２２号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第２２号、農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	続きまして議案第２３号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、資料１１頁をごらんください。 番号１９番 農地の所在 大字芦菰町字下雲母坂３０番１ 地 目 登記、現況ともに田 面 積 ２，６２９㎡ 外田４筆で合計面積が１４，７９０㎡ 権利種別 機構法による賃貸借 権利を設定する者および受ける者は記載のとおりです。 契約期間は令和８年９月３０日から令和１０年６月１７日まで 全部で４俵（玄米）で契約 番号２０番 農地の所在 大字姥袋町字川面６２番 地 目 登記、現況ともに田 面 積 ５，１７２㎡ 外田１筆で合計面積が１０，２０１㎡ 権利種別 機構法による賃貸借 権利を設定する者および受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和12年2月11日まで
10a 当り 1 俵（玄米）で契約

番号 2 1 番

農地の所在 大字南金沢町字唐松 3 7 番 1

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 1 2 8 m²

外田 2 筆で合計面積が 6, 1 8 5 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者および受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和9年12月11日まで
10a 当り 1 俵（玄米）で契約

番号 2 2 番

農地の所在 大字姥袋町字鏡石 1 0 6 番

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 4, 3 0 6 m²

外田 1 筆で合計面積が 5, 4 7 0 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和11年8月8日まで
10a 当り 1 俵（玄米）で契約

番号 2 3 番

農地の所在 大字姥袋町字鏡石 9 2 番

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 5, 6 7 5 m²

外田 2 筆で合計面積が 1 2, 7 7 5 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和11年8月8日まで
10a 当り 0. 5 俵（玄米）で契約

番号 2 4 番

農地の所在 大字種里町字大津 1 8 4 番 1

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 2 5 5 m²

外田 1 5 筆で合計面積が 1 1, 5 0 7 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和10年10月9日まで
10a 当り 1 俵（玄米）で契約

番号 2 5 番

農地の所在 大字赤石町字中坪 1 3 9 番

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 4, 1 0 2 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和8年9月30日から令和13年6月10日まで

10a 当たり 10,000 円で契約

番号 26 番

農地の所在 大字赤石町字世永 274 番

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 6,166 m²

外田 1 筆で合計面積が 8,797 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和 8 年 9 月 30 日から令和 12 年 12 月 14 日まで

10a 当たり 10,000 円で契約

番号 27 番

農地の所在 大字南金沢町字上唐松 28 番 2

地 目 登記、現況、ともに田

面 積 41 m²

外田 8 筆で合計面積が 7,429 m²

権利種別 機構法による賃貸借

権利を設定する者及び受ける者は記載のとおりです。

契約期間は令和 8 年 9 月 30 日から令和 12 年 3 月 18 日まで

10a 当たり 10,000 円で契約

以上で説明を終わります。

議長

それでは、議案第 23 号について説明がありましたが、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。
議案第 23 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 23 号農地中間管理事業における農用地利用集積等
促進計画について、原案どおり承認することに決定しました。
続きまして、議案第 24 号「令和 8 年度西・つがる地区農業委員会大会におけ
る要望(案)」について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、17 頁をお開き下さい

前回の定例会の意見を聞きまして、「農業生産基盤の整備と鳥獣被害対策につ
いて総合的な支援に関する要望(案)」について作成しました。

要望(案)で意見を聞いて手直ししたいと思います。

12 番
三上三樹委員

・農業生産基盤の整備・強化について、現在基盤整備された農地の規模を拡大す
るような書き方になっているよう見みられるので、新規の基盤整備についての要
望をもっと強調して書いてほしい。

8 番 神 秀穂委員	・鳥獣被害対策の抜本的強化について、鯉ヶ沢町では、何の鳥獣に、どのくらいの被害があるのかなど、もっと具体的な被害の現状を盛り込んだ要望にした方が説得力が増すと思われる。
事務局	要望（案）については、今回の意見をもとに手直しをして会長と相談して確定したいと思います。
議長	それでは議案第 2 4 号について審議に入ります。 議案第 2 4 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 4 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第 2 4 号、「令和 8 年度西・つがる地区農業委員会大会における要望（案）」について原案のとおり承認することに決定いたします。
	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和 8 年第 7 回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	8. その他 次回の総会は 8 月 1 0 日（月）開催予定。 8 月 2 5 日（火）西つ農業委員会大会 深浦町町民文化ホール
	その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 会 長 木 村 賢 一 会議録署名者 神 文 人 〃 神 秀 穂